

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、厚生年金保険第3種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B事業所における当該期間の厚生年金保険被保険者資格の種別に係る記録を第1種から第3種に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の第3種被保険者としての厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年11月1日から32年9月26日まで
② 昭和33年5月28日から42年8月1日まで

申立期間①はC株式会社において、申立期間②はA株式会社B事業所において、いずれもD員として勤務したが、両申立期間について厚生年金保険被保険者種別は第1種被保険者と記録されている。

A株式会社B事業所では、昭和42年8月1日以降の期間については第3種被保険者として記録されているが、申立期間②及び第3種被保険者として記録されている期間において、業務内容に変更は無かった。

給与明細などの資料は無いが、両申立期間は、いずれもDの作業に従事しており、第3種被保険者であったはずなので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、A株式会社B事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間②当時、第3種被保険者の記録が確認できる同僚6人に照会したところ、全員が、「申立人は、Dの責任者として勤務していた。業務の内容からすると、厚生年金保険の第3種被保険者に該当していたはずだ。」と供述していることから判断すると、申立人は申立期間②において第3種被保険者であるD員として勤務していたものと認められる。

また、A株式会社B事業所においてE職からD員となったとする複数の同僚

は、「EからDに業務内容は変わったが、いずれもDの作業に従事する業務であったので、被保険者種別は第3種被保険者のままであった。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿において、当該同僚はいずれも厚生年金保険の第3種被保険者として記録されていることが確認できることから判断すると、同社B事業所において、D員はDの作業に従事する第3種被保険者として取り扱われていた事情がうかがえる。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間②当時における申立人の標準報酬月額推移は、申立人と同時期に資格取得していることが確認できる複数の第3種被保険者と比較して、同一又はそれ以上の額で推移していることが確認できることから判断すると、申立人のみが申立期間②において第1種被保険者であったとするのは不自然であり、第3種被保険者としての厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたものと認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、第3種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社B事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主の所在も不明であるとともに、当時の事務担当者も死亡しているため確認できず、このほかに上記義務を履行したか否かを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者種別に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、C株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚（第1種及び第3種被保険者）の供述から判断すると、申立人は申立期間①において、同社でDの業務に従事していたことがうかがえる。

しかしながら、前述の被保険者名簿において、申立人が記憶しているD員として勤務した同僚の申立期間①における厚生年金保険被保険者の種別は、申立人と同様に第1種被保険者として記録されていることが確認できる上、当該同僚を含む複数の同僚から、申立人が申立期間①において、第3種被保険者として厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる供述を得ることができない。

また、C株式会社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も所在不明であることから申立人を第3種被保険者として取り扱っていたか否か等、当時の事情について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険第3種被保険者として

厚生年金保険料が控除されていたことについて確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①において厚生年金保険第3種被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和40年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月31日から同年8月1日まで

私は、A株式会社及びB株式会社からの派遣社員として、昭和40年2月から45年までの期間について、継続してC社の売場で勤務していた。

会社の都合で、A株式会社を昭和40年7月31日に退社して、同年8月1日にB株式会社の社員となったが、継続してC社の売場で勤務しており、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落していることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間について、A株式会社及び同社の事業を承継したB株式会社の社員として、派遣先のC社において継続して勤務（昭和40年8月1日にA株式会社からB株式会社に異動）していたことが認められる。

また、A株式会社及びB株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「A株式会社は、毎月25日が給与支給日であり、厚生年金保険料は当月控除だった。申立人は昭和40年7月31日も継続して勤務しており、同年7月の厚生年金保険料は同年7月25日に支給された給与から控除されたはずだ。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA株式会社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和40年6月の記録から1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に解散しており確認することはできないが、事業主が資格喪失日を昭和40年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

山口国民年金 事案 651

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 3 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 53 年 6 月まで

私は、昭和 48 年 3 月に勤務していた会社を退職した後、私の目指す仕事をするため近所の事業所に勤務したが、同事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、両親に依頼して同年 3 月頃に国民年金の加入手続をしてもらった。

国民年金保険料は、父が納付してくれたはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 53 年 5 月 24 日に払い出され、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した 48 年 3 月 11 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人の同手帳記号番号が払い出された 53 年 5 月の時点では、申立期間のうち、48 年 3 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は時効により、納付することができない上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間について、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は既に死亡しているため、申立期間当時の国民年金保険料の納付状況は不明である。

さらに、国民年金被保険者名簿から、申立人は、申立期間直後の期間である昭和 53 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料は 55 年 8 月 21 日に過年度納付していることが確認できるが、その時点では、申立期間のうち、51 年 4 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料についても、時効により納付する

ことができない。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 652

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年6月までの期間、同年10月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年6月まで
② 平成元年10月及び同年11月

私は、何度か会社勤務をして厚生年金保険に加入していたが、退職したときは、市町村役場で国民年金の加入手続をしてきた。

申立期間①はA市役所において、申立期間②はB町役場において、それぞれ加入手続を行い、国民年金保険料は、役場又は金融機関の窓口で納付書に現金を添えて納付したはずなので、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人に払い出されている年金記号番号は、昭和58年3月3日に初めて厚生年金保険の被保険者となった際の厚生年金保険被保険者記号番号（基礎年金番号と同じ）であり、両申立期間に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の記録は、平成9年3月5日に社会保険事務所（当時）において追加処理されていることが確認でき、申立人はこの時点で両申立期間の国民年金被保険者資格を取得しているものと考えられ、申立期間当時において、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間であったため制度上、納付することができない期間である上、9年3月の追加処理時点では、両申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は、所持する年金手帳の国民年金の記録欄に両申立期間の資格記録が記載されており、両申立期間について、それぞれ国民年金の加入手続を行ったはずだと主張しているが、両申立期間において加入手続を行った場合に記載される国民年金手帳記号番号は同手帳に記載されておらず、申立人に両申立期間の国民年金保険料を納付することができる同手帳記号番号が

払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人が両申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年3月1日から24年2月1日まで

私は、申立期間において、A株式会社B部所有のC丸に乗り込み、火薬や石炭を運搬する業務に従事したが、船員保険の被保険者期間として記録されていない。

私が所持する船員手帳には雇入記録が記載してあるので、申立期間について、船員保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する船員手帳の記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間において、A株式会社B部所有のC丸に乗り込んでいたことが推認できる。

しかし、適用船舶所有者名簿から、A株式会社B部が船員保険の適用事業所となったのは、昭和24年7月18日であり、申立期間当時、同社所有のC丸は、船員保険の適用船舶ではなかったことが確認でき、申立期間以前の20年頃から23年頃までの期間において、A株式会社B部所有のC丸及びD丸に乗り込んでいたとする同僚は、「A株式会社B部所有のC丸及びD丸に乗り込んでいた期間当時、船員保険に加入していないことは、上司から説明を受け承知していた。」と供述している。

また、申立人が所持する船員手帳に記載されている、申立期間当時のC丸の船長についても、申立期間に係る船員保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A株式会社は、「当社に港務と呼ばれる業務が存在していたことは確認できたが、船員及び船舶に関する資料は無く、当時の船員保険に係る取扱いは不明である。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間において船員保険に加入し、船舶所有者から

船員保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 10 月から 49 年 3 月まで

私は、申立期間当時、A株式会社（現在は、B株式会社）の工場内で、C職として勤務した。

会社から交付されたCの講習修了証を所持しており、昭和 48 年*月に産まれた私の子を健康保険の被扶養者とした記憶があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びB株式会社の回答から判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 9 月 7 日から 49 年 3 月 31 日までの期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、B株式会社は、「A株式会社では、季節工員などの短期労働者は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は、当社が保管している短期労働者に係る失業保険台帳には氏名が確認できるが、社会保険台帳（厚生年金保険関係）には氏名が確認できない。申立人と同じ失業保険台帳に氏名が確認できる従業員は、全員、厚生年金保険に加入させていない。」と回答している。

また、申立人は同僚の氏名を記憶していない上、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したが、申立人の同社における厚生年金保険料の控除等について確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人は、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。